

助成申請要領変更について

平成 30 年度申請より次のとおり変更となりました。

1. A1、A2、A3 の変更

平成 29 年度に申請した施設、団体につきましては、平成 30 年度申請（平成 31 年度実施事業）は平成 29 年度申請と同一の施設・申請（団体）であれば複数の申請が可能です。

平成 31 年度申請（平成 32 年度実施事業）からは今回の申請要領変更が適用されます。

[なお同一法人・同一団体内に新旧施設・新旧申請（団体）が含まれている場合は、どちらか選択して頂くこととなります。詳しくは、申請前に山梨県共同募金会または山梨県共同募金会支会・分会までお問い合わせください。]

どちらか選択	
新規施設・新規申請を 1 件申請	平成 29 年度に申請した施設・申請の件数以下を申請

(1-1) 老人、障がい等福祉事業、児童福祉事業、更生保護事業
（施設）の変更は次のとおりです。

- ・ 1 法人 1 施設とします。

(1-2) 老人、障がい等福祉事業、児童福祉事業、更生保護事業
（団体）の変更は次のとおりです。

- ・ 1 団体 1 申請とします。
- ・ 限度額を 1 申請 30 万円以下とします。
- ・ テーマ募金との併用を可能とします。
- ・ 対象者が以下のとおり追加されます。

山梨県共同募金会配分委員会委員長より推薦され、山梨県共同募金会会長に申請を承認された団体が追加されます。

（この場合申請限度額は別途山梨県共同募金会会長が定めます。）

2. A7①重点配分事業（施設で計画している緊急かつ効果的整備事業）の変更

「申請限度額」の変更

変更前	変更後
・申請額は、100万円以上200万円以内を限度として、総事業費の75%以内とします。	・申請額は、100万円以上 <u>150</u> 万円以内を限度として、総事業費の75%以内とします。

3. A7③重点配分事業（虹の架け橋推進事業）の変更

- ・過去10年間で3回配分（助成）を受けているNPO法人・ボランティアグループの場合は次の条件により申請をすることが可能となります。（1回目の申請として10年間で3回の申請が再度可能）

[条件]3回目のプレゼンテーション審査で今後も継続して助成していく事業と認められた場合

広域（A）配分（施設）

A1, A2, A3

老人・障害等福祉事業、児童福祉事業、更生保護事業

1 対象事業

- ・施設利用者の処遇に直接必要な備品整備等

このような事業は対象となりません。

- ・政治、宗教、組合の運動の手段として行う事業
- ・営利のために行う事業
- ・介護保険適用事業
- ・施設利用者に直接関係のない事業（事務職員が利用する事務機器等）
- ・人件費、事務費
- ・国または、地方公共団体が設置し、もしくは経営し、またはその責任に属するとみなされる事業 等

2 対象者

- ・社会福祉法人、更生保護法人、社団（財団）法人
が保有する1つの福祉施設
(株式会社、特定非営利活動法人は対象となりません。)

3 申請限度額

- ・申請額は、1法人1施設30万円（グループホームは10万円）を限度として、総事業費の75%以内とします。

4 事業例

- ・授産機器に関わる備品購入等（例：ベーカリー器具、発電機等）
- ・社会復帰機能訓練に関わる備品購入等（例：訓練備品、運動器具等）
- ・利用者の方々の余暇活動に関わる備品購入等（例：遊具等）

5 申請方法について

- ・申請書様式1号、3-2号に必要事項を記入の上、添付書類を添えて各支会・分会へ提出ください。

なお、申請書様式は、下記URLからダウンロードしてください。

URL：http://www.akaihane-yamanashi.jp/guide_application.html

広域（A）配分（県域で活動されている福祉団体）

A1, A2, A3

老人・障害等福祉事業、児童福祉事業、更生保護事業

1 対象事業

- ・地域の福祉ニーズにこたえ、多様な住民の社会福祉活動に積極的に参加するための支援事業

このような事業は対象となりません。

- ・政治、宗教、組合の運動の手段として行う事業
- ・営利のために行う事業
- ・介護保険適用事業
- ・施設利用者に直接関係のない事業（事務職員が利用する事務機器等）
- ・人件費、事務費
- ・国または、地方公共団体が設置し、もしくは経営し、またはその責任に属するとみなされる事業 等

2 対象者

- ・社会福祉法人、更生保護法人、社団（財団）法人
（株式会社、特定非営利活動法人は対象となりません。）
- ・山梨県共同募金会配分委員会委員長より推薦され、山梨県共同募金会会長に申請を承認された団体（申請限度額は別途山梨県共同募金会会長が定めます。）

3 申請限度額

- ・申請額は、1団体あたり30万円を限度とします。（山梨県共同募金会会長に申請を許可された団体は、別途山梨県共同募金会会長が定めます。）

4 事業例

- ・交流事業（例：福祉スポーツ大会、講演会等）
- ・啓発事業（例：機関紙発行等）

5 申請書方法について

- ・申請書様式1号、4-1号、4-2号に必要事項を記入の上、添付書類を添えて県共同募金会へ提出ください。

広域（A）配分（施設を開所して15年以上）

重点配分事業 A7-①

施設で計画している緊急かつ効果的な整備事業

1 対象事業

- ・施設利用者の処遇に直接必要な施設整備、車輛購入などの事業

このような事業は対象となりません。

- ・政治、宗教、組合の運動の手段として行う事業
- ・営利のために行う事業
- ・介護保険適用事業
- ・施設利用者に直接関係のない事業（事務職員が利用する事務機器等）
- ・人件費、事務費
- ・国または、地方公共団体が設置し、もしくは経営し、またはその責任に属するとみなされる事業 等

2 対象者

- ・社会福祉法人、更生保護法人、社団（財団）法人が保有する福祉施設で、開所して15年以上経過している福祉施設

（株式会社、特定非営利活動法人は対象となりません。
共同募金の他の事業への申請している施設や、過去5年間で重点配分を受けている施設は対象となりません。）

3 申請限度額

- ・申請額は、100万円以上150万円以内を限度として、総事業費の75%以内とします。

4 事業例

- ・施設内（利用者が活用するスペース）の大規模改修工事
- ・利用者送迎のための車輛購入等
（事務室の改修や、施設事務員の方だけが利用する車輛等は対象となりません。）

5 申請方法について

- ・申請書様式1号、要望書に必要事項を記入の上、添付書類を添えて各支会・分会へ提出ください。

なお、申請書様式は、下記URLからダウンロードしてください。

URL：http://www.akaihane-yamanashi.jp/guide_application.html

広域（A）配分（県域で活動されている NPO 法人、ボランティア団体等）
重点配分事業 A7-③
虹の架け橋推進事業

1 対 象 事 業

- ・地域の福祉ニーズにこたえ、多様な住民の社会福祉活動に積極的に参加するための支援事業

このような事業は対象となりません。

- ・政治、宗教、組合の運動の手段として行う事業
- ・営利のために行う事業
- ・介護保険適用事業
- ・施設利用者に直接関係のない事業（事務職員が利用する事務機器等）
- ・人件費、事務費
- ・国または、地方公共団体が設置し、もしくは経営し、またはその責任に属するとみなされる事業 等

2 対 象 者

- ・県域で福祉活動をされている NPO 法人
- ・県域で福祉活動をされているボランティアグループ

NPO 法人であっても、地域活動支援センターは別途歳末たすけあい事業で対応するため、本事業の対象となりません。
過去 10 年間で 3 回配分（助成）を受けている NPO 法人・ボランティアグループは対象となりません。

- ・過去 10 年間で 3 回配分（助成）を受けている NPO 法人・ボランティアグループの場合は次の条件により対象となります。（1 回目の申請として 10 年間で 3 回の申請が再度可能）

3 回目のプレゼンテーション審査で今後も継続して助成していく事業と認められた場合

3 申 請 限 度 額

- ・申請額は、5 万円以上 20 万円以内を限度とします。

4 事 業 例

- ・子ども、障害者、高齢者を応援する活動
- ・自殺や高齢者虐待の予防、防止をする活動
- ・ホームレスをはじめ、経済的な自立支援が必要人達を応援する活動
- ・社会福祉体験学習プログラムの開発を行う活動
- ・苦情解決や、日常生活の自立支援の権利を擁護する市民参加型の活動
- ・安心、安全なまちづくりを応援する活動 等

5 申請方法について

- ・事前に要望書を支会、分会、あるいは県共同募金会へ提出していただきます。
- ・申請書の様式については、山梨県共同募金会のホームページよりダウンロードして下さい。
- ・後日、事務局より連絡のあった日時により、申請事業内容等を約10分間のプレゼンテーションを行っていただきます。
- ・プレゼンテーション方法等詳細については、別途ご連絡いたします。